

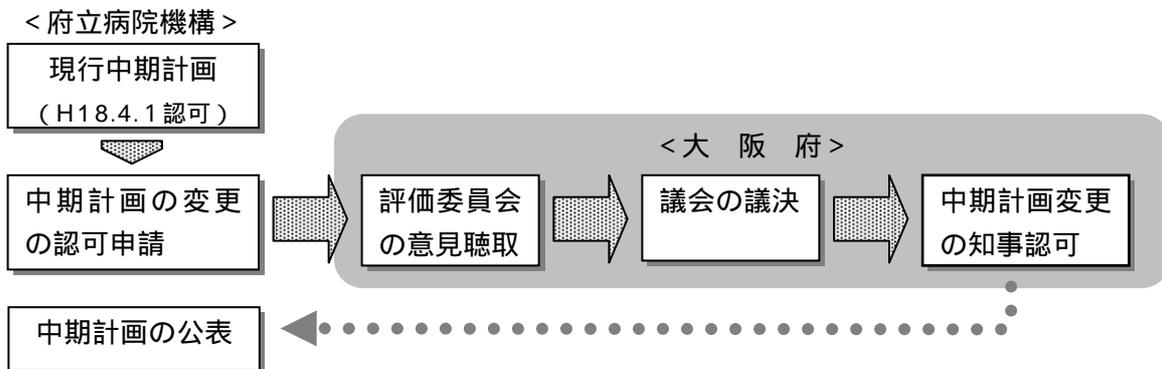
中期計画変更の手續と変更事由について

1 公営企業型地方独立行政法人に係る中期計画の変更手続き

地方独立行政法人は、中期目標に基づき、設立団体の規則で定めるところにより、当該中期目標を達成するための計画（以下「中期計画」という）を作成し、**設立団体の長の認可**を受けなければならない。これを**変更しようとするときも、同様とする**。【法第 26 条第 1 項】

設立団体の長は、第一項の認可をしようとするときは、あらかじめ、**評価委員会の意見を聴か**なければならない。【法第 26 条第 3 項】

設立団体の長は、公営企業型地方独立行政法人に係る中期計画について、第二十六条第一項の認可をしようとするときは、あらかじめ、**議会の議決を経**なければならない。【法第 83 条第 3 項】



2 中期計画の変更事由

(1) 精神医療センター再編整備事業の実施（PFI事業）

精神医療センターの建替えによる再編整備事業について、PFI法に基づく特定事業に選定することとなったため、「第9 中期目標の期間を超える債務負担」の項に「PFI事業」の項目を追加するとともに、予算への計上など所要の変更を行う（なお、事業費等の額は、府の平成19年度当初予算案の公表時に記載する。）。

(2) その他

長期借入金の発生

府立病院機構が平成18年度に行う施設や医療機器等の整備に対して、大阪府が起債を発行し、府立病院機構への長期貸付けを行うこととなったため、「第9 中期目標の期間を超える債務負担」の項に「長期借入金」の項目を追加するとともに、予算への計上など所要の変更を行う（なお、償還額等は、府の平成18年度補正予算案の公表時に記載する。）。

リース債務の追加

平成18年度において契約を締結することが確定したリース債務のうち、中期目標期間を超えるものを記載する。